

「TOKUSHIMA URBAN SPORTS FESTA」

企画運営業務 企画提案募集要項

1 目 的

スケートボードや BMX 等のアーバンスポーツを中心とした体験型スポーツイベントを実施することにより、県民のスポーツ実施率の向上や健康増進を図るとともに、スポーツを通じた地域の活性化を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「TOKUSHIMA URBAN SPORTS FESTA」企画運営業務

(2) 委託業務の内容

別紙「TOKUSHIMA URBAN SPORTS FESTA」企画運営業務仕様書のとおり

(3) 実施主体（委託者）

徳島県スポーツコミッション

(4) 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

金4,300,000円

3 応募のスケジュール（予定）

令和7年9月12日（金） 参加申込書受付開始

令和7年9月19日（金） 質問受付締切り

令和7年9月24日（水） 参加申込締切

令和7年10月2日（木） 企画提案書の提出締切

令和7年10月中・下旬 受託候補者選定委員会開催、結果通知

令和7年10月下旬 契約締結

※スケジュールは変動する場合がある。スケジュールの変更については、とくしまスポーツ活性計画ホームページで周知する。

とくしまスポーツ活性計画ホームページ：<https://tokushima-sc.jp/lovefan/>

4 参加資格

次の（１）～（１３）の要件をすべて満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 法人格を有する者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取り消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと。

(4) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

- 77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団の構成員等」という。) でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 役員(法人の監査役及び監事を含む。) のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (11) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (12) 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (13) 審査委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、又は所属する法人その他の組織でない者
- ※共同企業体による参加の場合、4(1)～(13)については、代表構成員及び構成員がすべての要件を満たしていること。

5 参加手続等

- (1) 提出書類、部数及び提出期限
次の書類を提出すること。

内 容	部数	提出期限
① 参加申込書(様式第1号) ※共同企業体による参加申込の場合は (様式第1-1号)を使用	1 部	令和7年 9月24日(水) 午後5時必着
② 共同企業体協定書兼委任状(様式第2号)		
③ 会社等の概要(様式第3号)		
④ 過去の事業実績(任意様式)		
⑤ 誓約書(様式第4号)		
⑥ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの		

⑦ 履歴事項全部証明書（原本）		
⑧ 直近の国税及び都道府県税の納税証明書		
⑨ 企画提案書（様式第5号）	正本1部 副本5部	令和7年 10月2日(木) 午後5時必着
⑩ 参考資料 （企画提案書を補足する資料がある場合）		
⑪ 委託業務に係る経費の見積書（任意様式）		

※共同企業体による参加申込の場合、③～⑧については、全ての事業者が提出すること。

（2）提出方法

- ①書類は製本せず、脱着可能なクリップ等でまとめること。
- ②書類は、持参、郵送（書留郵便）又は宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。なお、郵送中の事故については、一切の責任を負わない。

（3）提出書類及び応募に関しての留意点

- ① 提案書は1参加につき1案とする。また、共同企業体の構成員として参加する事業者は本業務の他の参加者（共同企業体の構成員を含む）となることはできない。
- ② 別添「仕様書」に基づき作成すること。
- ③ 各種証明書類は発行後3ヶ月を超えないものとする。
- ④ 次に該当する場合には、原則としてその参加申込等を無効とする。
 - ア 提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 提出書類に提案と関係のない事項が記載されている場合
 - エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - オ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
 - カ 審査の公平性を害する行為があったもの
 - キ その他、信義に反する行為等があると認められるもの
 - ク 選定委員会が不適切と認めた場合
- ⑤ 応募に関する手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ⑥ 当該企画提出に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- ⑦ 災害、公衆衛生に関わる緊急事態等により、不測の事態が生じた場合は、本件に関する手続きを延期・中止することがある。
- ⑧ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に当コミッションの許可を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑨ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

（4）企画提案書の取扱い

- ① 提出期限後の提出書類の提出、追加、変更、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された提案書類は原則として情報公開の対象とする。
- ④ 提出された書類は、徳島県スポーツコミッションにおける使用に限り、必

要に応じて複写することがある。

(5) 質疑応答

- ① 当該公募に係る質問は、令和7年9月19日（金）午後5時までとし、質問書（様式第7号）により電子メールで提出すること。
なお、送信後には電話にて着信の確認を行うこと。
- ② 原則として当該業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。
- ③ 質問に対する回答は、令和7年9月22日（月）までに質問者に対して電子メールにより回答するほか、とくしまスポーツ活性計画ホームページ上に掲載する。

とくしまスポーツ活性計画ホームページ：<https://tokushima-sc.jp/lovefan/>

(6) 参加辞退

参加申込書提出後に当企画提案の参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第6号、共同企業体の場合は様式第6－1号）を令和7年9月30日（火）正午までに提出すること。

6 選定基準等

(1) 選定委員会の設置

徳島県スポーツコミッションが設置する選定委員会において企画提案書を総合的に評価し、1者を選定する。また、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(2) 選定基準

次の項目により総合的に評価し、選定する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

選 定 項 目	
総合的な企画力	
	誰もが参加でき、運動やスポーツの体験機会を提供することのできる企画となっているか
	運動やスポーツの魅力を伝え、スポーツライフのきっかけづくりに寄与することのできる企画となっているか
提案内容の実現性	
	業務の着実な履行が期待できる実施体制及びスケジュールとなっているか
経費積算の妥当性	
	限られた予算内での効果的、効率的な提案となっているか
過去の実績等	
	これまで実施経験のあるイベントは魅力的なものになっているか

(3) 選定結果

- ① 企画提案書を提出した全ての参加者に書面で通知する。
- ② 選定に関する照会には一切応じない。
- ③ 選定の経緯は公表しない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- ④ 選定委員会において選定された受託候補者は、契約手続を完了するまで徳

島県スポーツコミッションとの契約関係を生じない。

(4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、受託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

7 契約締結

- (1) 委託契約にあたっては、提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に当コミッションと受託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な具体の履行条件等の協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

なお、当コミッションと受託候補先の協議が整わない場合は、選定基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

8 問合せ先及び各種書類の提出先

徳島県スポーツコミッション事務局

(徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課内)

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2727

ファクシミリ 088-621-2819

E-mail kouryuukakudaishitsu@pref.tokushima.lg.jp